

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和3年(2021年)12月23日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	千歳市 中学校 教諭 男性 (58歳)	停職3か月	令和2年8月22日(土)、自家用車で片側二車線の国道の右側車線を走行中、左側車線を進行中の男性が運転する車両の通行を妨害する目的で、その右前方直近から時速約30キロメートルの速度で、左に急ハンドルを切り自車の車体を接近させ、当該男性に左にハンドルを切る回避措置を講じることを余儀なくさせた。
2	八雲町 中学校 教諭 男性 (32歳)	停職1か月	令和3年6月30日(水)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速110キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
3	オホーツク管内 中学校 教諭 男性 (29歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和3年8月7日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速102キロメートルで走行し、法定速度違反をした。